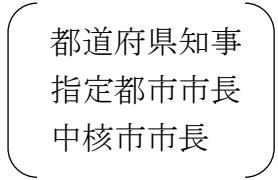


各  殿

医政総発 1225 第 1 号
障企発 1225 第 4 号
老総発 1225 第 1 号
保総発 1225 第 1 号
令和 2 年 12 月 25 日

厚生労働省医政局総務課長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長
厚生労働省老健局総務課長
厚生労働省保険局総務課長
(公印省略)

押印を求めている国税関係手続きに係る様式の一部改正について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（※）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」とこととされていることを踏まえ、下記に掲げる通知において定める文書の取扱いについて、下記の通り見直しを行いますので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、管内の市町村（特別区を含む。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し周知をお願いいたします。

記

第一 「おむつ使用証明書」について

標記については、「おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについて」（平成 13 年 7 月 4 日医総発第 14 号・障企発第 32 号・老総発第 7 号通知）により取り扱われているところであるが、様式中の「印」等の押印を求める表記を削り、押印を不要とする（別紙 1 のとおり）。

第二 「ストマ用装具使用証明書」について

標記については、「ストマ用装具に係る費用の医療費控除の取扱いについて」（平成元年 8 月 10 日社更第 156 号厚生省大臣官房老人保健福祉部老人保健・健康政策局総務・社会局更生・保険局企画課長連名通知）により取り扱われているところであるが、様式中の「印」

等の押印を求める表記を削り、押印を不要とする（別紙2のとおり）。

第三 「在宅介護費用証明書」及び「障害福祉サービス利用者負担額証明書」について
標記については、「医療費控除の対象となる在宅療養の介護費用の証明について」（平成2年7月27日老福第145号厚生省大臣官房老人保健福祉部老人福祉・健康政策局総務・社会局庶務・更生・児童家庭局障害福祉課長連名通知）により取り扱われているところで
あるが、様式中の「印」等の押印を求める表記を削り、押印を不要とする（別紙3及び別紙4のとおり）。

第四 経過措置

1. この通知による改正前のそれぞれの通知等で定める様式（以下「旧様式」という。）に
より使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
2. 旧様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、例え
ば、手書きによる打ち消し線を引くなど、これを修正して使用することができるこ
と
する。
3. 国民生活への影響をできる限り少なくする観点から、申請等の受理等に当たっては、
当分の間、押印を求める表記がされている場合についても、必要な読み替えを行った上で、
これを受理等する。

第五 地方公共団体が独自に定められている様式について

旧様式に基づいて貴団体が実施する手続のうち、旧様式を規定した通知とは別に独自に
定められている様式等において、押印等を求めている場合においては、「地方公共団体に
おける押印見直しマニュアルの策定について」（令和2年12月18日付け規制改革・行政
改革担当大臣通知）別紙及び本通知を参考として、押印の見直しに積極的に取り組んでい
ただきますようお願いいたします。

※ 上記の様式を含めた税務関係書類の押印の見直しについて、国税庁HPにて、「令和
3年度税制改正の大綱」（令和2年12月21日閣議決定）の内容を踏まえた取扱いの方
針が示されておりますので、ご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/information/other/data/r02/oin/index.htm>

以上